

## 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画・骨子（案）

## 1 計画策定の背景と目的

- ・生物多様性の観点から外来種対策は喫緊の課題であること
- ・タイワンリスが野生化した経緯
- ・タイワンリスによる被害
- ・分布拡大の状況

## 2 防除の対象

- ・クリハラリス（学名：カルロスキウルス・エリュトラエウス）

## 3 防除を行う区域

- ・神奈川県全域

## 4 防除を行う期間

- ・令和3年4月1日から令和8年3月31日
  - ※国はクリハラリスの防除についての告示において、防除期間を令和3年3月31日までとしているが、根絶されていない状況から、期間が延長されると想定。

## 5 現況

- (1) 生息状況
- (2) 被害の状況
  - ・生態系被害、生活被害、農林業被害
- (3) 捕獲状況
- (4) これまでの取組

## 6 防除の目標

- ・最終的には完全排除
- ・計画期間（5年間）における当面の目標は次のとおり
  - まん延地域：被害の低減及び生息密度の低下
  - 分布拡大地域：分布拡大防止
  - 未定着地域：定着防止

## 7 防除の方法

- (1) 防除の進め方
  - ・地域
    - まん延地域、分布拡大地域、未定着地域の区分
  - ・対応

地域の定着段階に応じ、特に重視して取り組むべきことを記載。

既存の防除の継続、計画的な捕獲、関係者への普及啓発、順応的な対応

## (2) 捕獲等の実施

- ・捕獲及び捕獲個体の処分

市町村を中心に、関係団体等が連携して実施。

県は、市町村への技術・財政支援、生息状況等必要な情報収集のための捕獲を実施。

- ・捕獲従事者（県又は市町村が、従事者台帳を整備する）
- ・捕獲にあたっての留意事項
- ・市町村以外の者が捕獲等を実施する場合、あらかじめ届け出が必要であること

## (3) 捕獲個体の取り扱い

- ・できる限り苦痛を与えない方法で殺処分し、焼却・埋設など適切に処理
- ・飼養等、譲り渡しについて（原則禁止）

## (4) 緊急的な防除

- ・希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合、県が緊急的な防除を実施。

## (5) 傷病獣・錯誤捕獲として確保された個体の取扱い

- ・放獣せず、7（3）のとおり取り扱う

## (6) 生息環境管理

- ・誘引要因の除去の徹底（可愛いからといって、餌付けしない等）

## (7) 被害予防対策

- ・（要検討）

## (8) モニタリング

- ・県は、市町村と連携して次の情報の把握に努め、情報の収集、分析を行う。
  - ①捕獲に関する情報、目撃情報、被害状況等を県に報告。
  - ②県は、情報を取りまとめ、効果検証し、防除の実施に反映させるよう努める。
- ・その他、県は研究機関等の協力を得て情報の分析を行う。

## 8 合意形成

- ・合意形成の経緯及び結果

R1.8.5 「県アライグマ防除実施計画検討委員会」

→対策の方向性について説明。

R1.11.8 「県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会」

→県レベルの防除実施計画を策定することについて説明し、合意。

今後、クリハラリスについては本部会で検討。

## 9 関係者との調整

- ・防除にあたっては、地域住民、土地所有者等との合意形成につとめること

## 10 調査研究

- ・効果的な防除手法の検討など、研究期間等の協力を得て調査研究を進める。

## 11 普及啓発

- ・ 県、市町村は、講習会の開催やパンフレット、ホームページ等により、普及啓発を図る。
- ・ 県は、防除実施計画の実施状況、モニタリング結果等をホームページ等により公表し、防除事業の周知に努める。

## 12 推進体制

### (1) 計画の実施

- ・ 計画の実施は、県、市町村、地域住民等が連携して行う
- ・ 県は、市町村の取組に対して財政的・技術的支援を行う
- ・ 地域対策協議会で、防除対策や体制整備について検討する

### (2) 進行管理

- ・ 県及び市町村は、モニタリング結果等をその後の計画事業に反映するよう努める
- ・ 計画の目標、防除方法等について大幅な変更が必要な場合には計画を見直す

### 資料

- ・ 捕獲の際の留意事項
- ・ 計画の役割分担（県、市町村、関係団体、住民、調査研究機関等）
- ・ 計画の実施体制

### 参考資料

- ・ クリハラリスの生態
- ・ 県内のクリハラリスに係る状況
- ・ 捕獲等に係る様式等
- ・ 用語集